

第四期長野市障害福祉計画について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画策定の趣旨

平成 18 年度から施行された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づき、3 年ごとに「長野市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス等の見込量の設定を行い、サービスの計画的かつ安定的な提供に向けてサービス提供体制の一層の充実を図るため、市町村ごとに策定が義務付けられた計画である。

平成 18 年度～平成 20 年度	→	第一期障害福祉計画
平成 21 年度～平成 23 年度	→	第二期障害福祉計画
平成 24 年度～平成 26 年度	→	第三期障害福祉計画
◎平成 27 年度～平成 29 年度	→	第四期障害福祉計画

2 計画の性格

国の基本指針及び第三期計画の実績等に基づき、平成 27 年度～平成 29 年度（第四期）における障害福祉サービス、地域生活支援事業の種類ごとにサービスの見込量を算出する。

3 計画の概要

(1) 目標値の設定（成果目標）

- ア 施設入所者の地域生活への移行者数
- イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行者数
- ウ 地域生活支援拠点の整備
- エ 福祉施設から一般就労への移行者数

(2) サービス見込量の設定（活動指標）

障害福祉サービス

- ア 訪問系サービス
- イ 日中活動系サービス
- ウ 施設系サービス
- エ 相談支援

地域生活支援事業

- ア 必須事業
- イ 任意事業

(3) サービスの充実のために

定期的な実績の把握、分析・評価、必要に応じた計画の見直し及び公表

4 第四期計画策定時における主なポイント ～ 国の基本指針（案）から ～

(1) 計画作成プロセスに関する事項

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間接評価、評価結果の公表等（PDCA サイクルの導入）の記述の追加

(2) 成果目標に関する事項

ア 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

- ・ 基準時点を平成 25 年度末時点に変更

イ 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）

- ・ 平成 29 年度末における入院後 3 ヶ月及び 1 年時点の退院率の上昇並びに在院期間 1 年以上の長期在院者の減少について、上位都道府県数値をベースに新たな目標を設定

ウ 地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・ 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備

エ 就労施設等福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

- ・ 直近の状況等を踏まえて平成 29 年度末における成果目標を設定

(3) その他の見直し

ア 障害児支援体制の整備（新規）

- ・ 障害児支援に関する基本的考え方の記載
- ・ 地域における児童数の推移などを踏まえ、児童福祉法に定める支援類型及び障害児相談支援の利用数等を活動指標とした見込みとする
- ・ 障害児支援の基盤整備の推進

イ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

- ・ 計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援体制の更なる体制の整備と協議会における関係者の有機的な連携
- ・ 職員等に対する研修による支援の質の向上
- ・ 虐待防止等のための必要な体制の整備

5 策定体制について

